資料３

広域化や経営支援に関する支援メニューについて

令和３年５月28日
長野県企画振興部市町村課

１．広域化に関する事業への地方財政措置

２．経営・財務への支援

（１）公営企業会計適用債、交付税措置

（２）経営・財務マネジメント強化事業

１．広域化に関する事業への地方財政措置

■対象

・経営統合だけでなく、施設の共同設置やシステム共同利用、事務の広域的処理等、「水道広域化推進プラン」に基づく多様な広域化を推進。（R1～拡充）

■措置の内容

・一般会計出資債（地方負担額の１／２）の元利償還金について、60%普通交付税措置。

【参考】広域化に係る地方財政措置の拡充イメージ

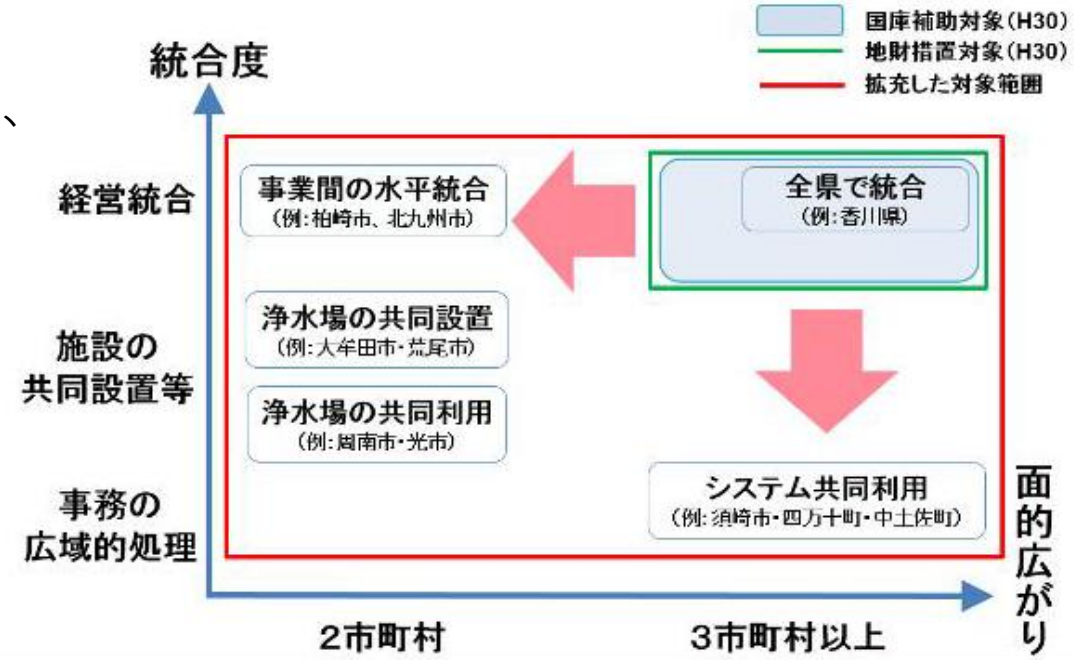

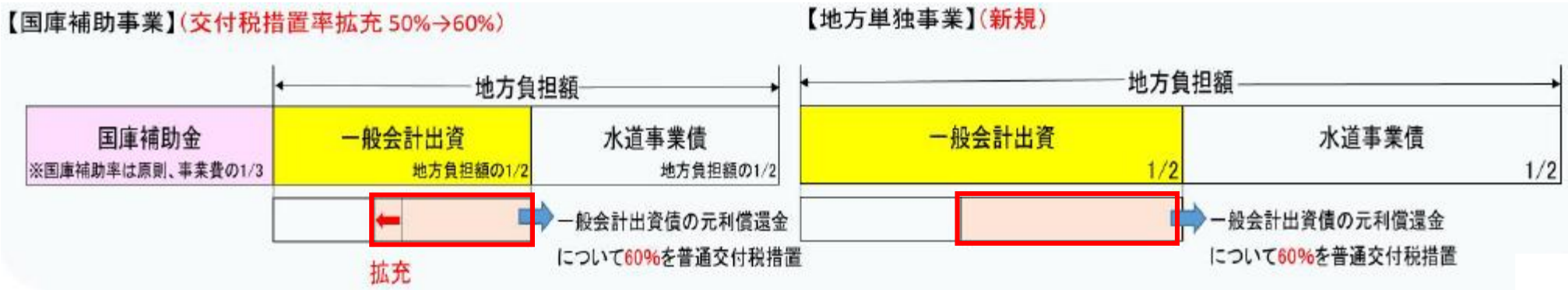

２．経営・財務への支援

（１）公営企業会計適用債、交付税措置

■公営企業会計適用の必要性

・将来にわたって持続可能な経営を確保するために、資産やコストの「見える化」や、それに基づく適切な料金設定等が必要。

・特に、水道事業広域化を推進していく中では、取組を円滑に進めるため、関係者間において正確な財務情報等を共有することが必要。

・総務省では、人口３万人未満の簡水・下水について、令和５年度までに公営企業会計への移行を要請。

【県内の取組状況】（人口３万人未満の団体）

	R3.4.1 適用済み※１	R6.4.1 適用見込み※２
簡易水道	30.6 %	91.7 %
下水道	60.4 %	96.9 %

※１　調査時点(R3.3.1)時点で「R3.4.1適用予定」を含む。
※２　「具体的には未定だがR6.4.1までには適用予定」を含む。

■措置の内容（簡易水道事業）

・公営企業会計適用に要する経費※について、公営企業会計適用債を充当。

（※基礎調査・基本計画等策定経費、財務会計システム導入経費、
財務規定等を適用した１年目における決算書類の作成等に係る外部委託費　等）

・元利償還金の１／２を一般会計からの繰出の対象とする。

・当該繰出について100％普通交付税措置。

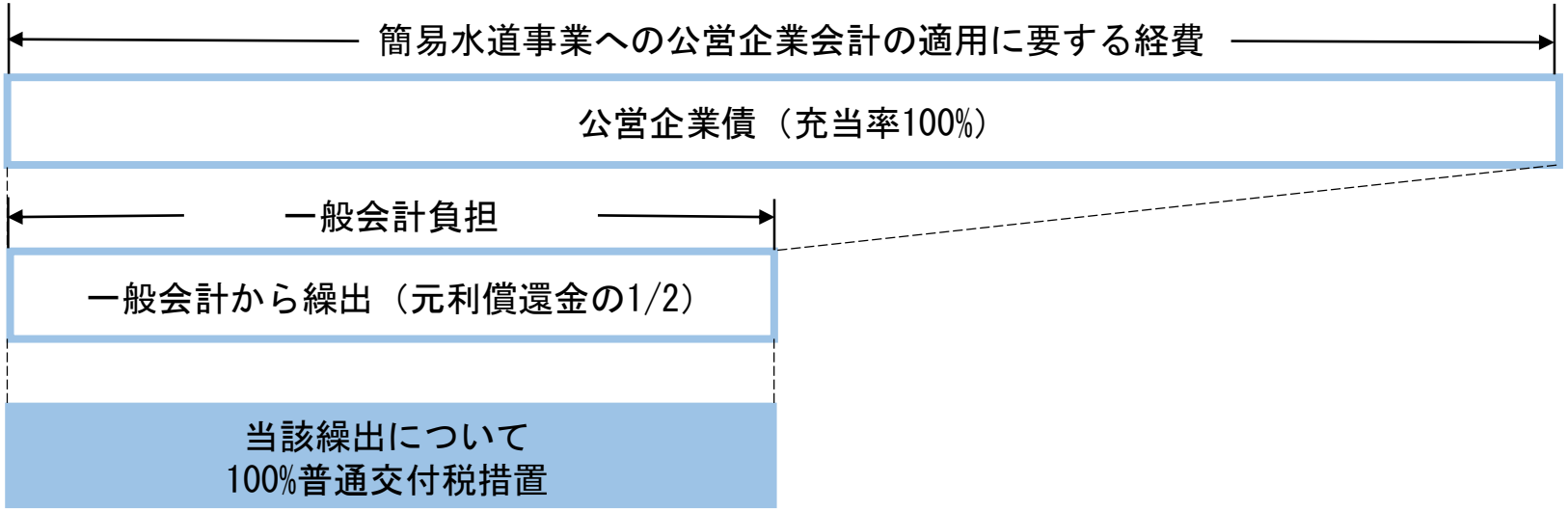

【その他の措置】公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

・令和６年４月１日までに会計適用した事業について、適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算。（適用後３年間）

２．経営・財務への支援

（２）経営・財務マネジメント強化事業（R3～　総務省、地方公共団体金融機構）

■背景

・小規模市町村を中心に、人材不足等のため、持続可能な財政運営・経営を行っていくためのマネジメント力が不足している。

■事業の内容

・各団体の状況や要請に応じて個別市町村に継続的にアドバイザーを派遣し、公営企業会計や経営における「知識・ノウハウ」を支援。

★市町村の費用負担はなし。（地方公共団体金融機構が負担）

■派遣される政策テーマ

１）公営企業の経営戦略の策定・経営支援

２）公営企業会計の適用

３）地方公会計の適用

４）公共施設等総合管理計画の見直し

★県としても申請しており、公営企業会計適用や経営戦略改定の相談機会を設ける予定。